## 国立大学法人京都大学部局長会議規程新旧対照表

正 改 改 前 正 (前 略) (構成) (構成)

- 第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織|第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織 する。
  - (1) 総長
  - (2) 理事(非常勤の理事を除く。第12条第1項 第2号において同じ。)
  - (3) 副学長(前号に掲げる者を除く。)
  - (4) 研究科長
  - (5) 附置研究所の長
  - (6) 医学部附属病院長
  - (7) 放射線生物研究センター長、生態学研究セン ター長及び地域研究統合情報センター長のうち から総長が指名するもの 1名
  - (8) 高等教育研究開発推進機構長、環境安全保健 機構長、国際イノベーション機構長、国際交流 推進機構長、情報環境機構長及び図書館機構長
  - (9) 物質-細胞統合システム拠点長

(後略)

する。

後

- (1)
- (2)
- (3) (同 左)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7) 放射線生物研究センター長、生態学研究セン ター長、地域研究統合情報センター長、産官学 連携センター長、フィールド科学教育研究セン ター長、こころの未来研究センター長及び野生 動物研究センター長のうちから総長が指名する もの 1名
- (8) 高等教育研究開発推進機構長、環境安全保健 機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長 及び図書館機構長
- (9) (同 左)

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。